五　放射線及び画像診断機器（日本工業規格Ｔ〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
六　放射線及び画像診断機器（日本工業規格Ｔ〇六〇一―一の適用となるものを除く。）

五　補聴器
六　放射線及び画像診断機器（日本工業規格Ｔ〇六〇一―一の適用となるものに限る。）
七　放射線及び画像診断機器（日本工業規格Ｔ〇六〇一―一の適用となるものを除く。）

○農林水産省告示第千九号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十三年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十四年四月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称			
農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	FENDT　835．810	211026	エム・エス・ケー農業機械株式会社
〃	ヤンマー　KQ105	211027	ヤンマー株式会社
〃	ヤンマー　KQ105A	211028	〃

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農産部技術普及課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

○農林水産省告示第千十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市寺宿字入小滝前六六九、字入小滝六七〇、七六七の二、七七三、七七五の二、七七五の五から七七五の八まで、七七六の一、七七九、七八二、七八四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡益子町大字上大羽字中坂二一五一、二一五二の一、二一五三、三一七二、字向山二一五四の一、二一五五、字畑ケ入二一五七の一、二一五八、二一五九、字新道二一六八の二、二一六八の三、字大川戸二三九三の一・字板橋二四六三・二四六四・二四六五の一・二四六五の二・二四六六の一・二四六七の一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び益子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字小貫字萩ノ草一六一二、字中山二二二三の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那須町大字寄居字豆沢二一七八の九、二一七八の一一六、二一七八の一二四（次の図に示す部分に限る。）、二一七八の一二五から二一七八の一二七まで、二一七八の一六七、字東山二五九七の四三、二五九七の五九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年四月十六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字深沢字北ノ台二三〇七の一、二三〇七の二、二三〇八、字笊内二三一四の一、字西ノ内二三一六の一、二三一七から二三二三まで、二三二四の一、二三二七の一、二三二七の三、字長崎入二三三八の一、字鞍骨入二三四一から二三四五まで、二三四六の一、二三四六の二、二三四八、二三四九の一、二三五二の一、二三五三の一、二三五三の二、字練藤二三五四から二三五六まで、二三五七の一、二三五七の二、二三五九、二三六一、二三六三、二三六五から二三六九まで、二三七二から二三七四まで、二三七五の一、二三七六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）